

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	個人住民税課税事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

所沢市は、個人住民税の賦課課税における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

埼玉県所沢市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税課税事務
②事務の内容 ※	<p>当市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で当市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、</p> <p>①課税に向けて、1月1日時点の住民の把握及び課税資料の整備 ②前年所得の申告を受付 ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦他自治体等から当市への調査回答、当市から他自治体等への税務調査実施 ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」という。)に伴う他自治体への通知 ⑨個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定並びにその通知 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p>< 選択肢 > 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>①当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。</p> <p>③更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書等を出力する。</p> <p>④照会・発行処理 各種データの照会と証明書の即時発行を行う。</p> <p>⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>⑥統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調の各表を出力する。</p> <p>⑦課税支援連携処理 税務LANシステムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、税務LANシステムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。</p> <p>⑧年金特別徴収 年金保険者(経由機関eLTAX)と連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p> <p>⑨証明書発行連携機能 証明書データをコンビニ交付システムへ送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[○] その他 (税務LANシステム、コンビニ交付システム)</p>

システム2～5

システム2

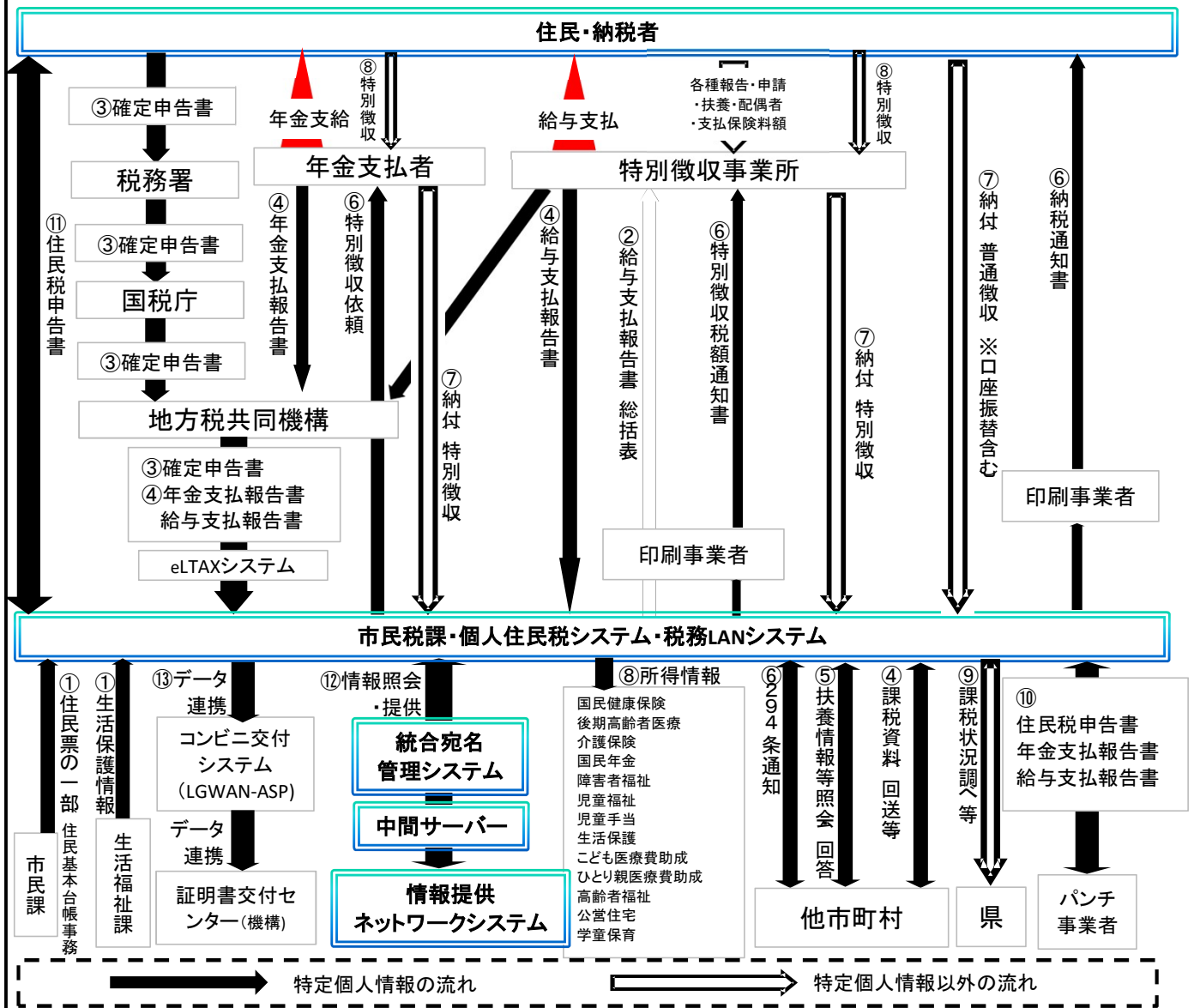
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<p>①公的年金特別徴収機能 年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する。</p> <p>②国税連携機能 国税庁から送付される所得税確定申告書データ等を管理する。</p> <p>③電子申告機能 給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別徴収事務に関する書類、税額通知データを送受信し管理する。</p> <p>④共通納税機能 個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税の電子納税を実施する。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>①符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。</p> <p>②情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。</p> <p>③情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。</p> <p>④既存システム接続機能 宛名システムを通じて、既存システムや住基システム等との間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。</p> <p>⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理を行う。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と、職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。</p> <p>⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	統合宛名管理システム
②システムの機能	<p>①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する。</p> <p>②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する。</p> <p>③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する。</p> <p>④情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する。</p> <p>⑤符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し、符号生成依頼を行う。</p> <p>⑥共通変換機能 業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する。</p> <p>⑦オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う。</p>

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（中間サーバー、庁内業務システム）
システム5	
①システムの名称	税務LANシステム
②システムの機能	<p>①給与支払報告書、年金支払報告書エントリー機能 給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検算や、他市回送処理を行う。</p> <p>②申告受付機能 確定申告、住民税申告の受付入力及び申告書等の帳票印刷を行う。</p> <p>③申告受付後チェック、合算機能 登録された各課税資料のチェックを行う。また、各資料データの合算を行い、当初課税用データを作成する。</p> <p>④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給与支払報告書や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ（給与支払報告書、年金支払報告書、申告書）を管理する。</p> <p>⑤国税連携機能 KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>①帳票作成機能 税証明書のデータを作成し、証明書交付センターに送信する。</p> <p>②既存業務システムとの連携機能 既存業務システム等と連携し、証明書の発行に必要なファイルを転送する。</p>
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他（証明書交付センター（機構））
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	賦課決定を行う上で、住民の所得情報、控除情報、地方税関係情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<p>①個人特定の正確性の向上が図れる。</p> <p>②正確な所得・控除情報を把握することにより、賦課が正しく行われる。</p> <p>③遠隔地に扶養親族が存在するなど、地方税関係情報を活用することにより事務の効率化が図れる。</p>

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条(利用範囲) 別表
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財務部 市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 1月1日に市内に住所のある者、又は市内に住所はないが市内に事務所・事業所・家屋敷がある者について、前年中の所得に応じて所得割、均等割を算定し、賦課決定を行い、特別徴収事業所、年金支払者及び納税者に通知し、徴収する。
- ①1月1日に住所を有する者を課税対象者として課税対象者情報を準備する。(地方税法第294条、第295条、第318条)
1月1日に住所を有しない者のうち、市内に家屋敷がある者について、課税対象者情報を準備する。
市内に住民票はないが、居住実態のある者について、課税対象者情報を準備する。
 - ②特別徴収事業所に給与支払報告書(総括表)を送付する。(地方税法第317条の6)
 - ③納税者が、税務署に提出した確定申告書を国税庁、地方税共同機構を経由し、受領する。(地方税法第317条の3等)
 - ④特別徴収事業所から給与支払報告書情報を受領する。(地方税法第317条の6等)
年金支払者から年金支払報告書情報を受領する。
確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転入した者について、転出先市区町村に当該資料を送付する。
 - ⑤他市区町村在住の配偶者・被扶養者について、他市区町村に扶養実態を照会し、二重扶養されていないかの確認を行う。
(情報提供ネットワークを利用したの照会はH29.7以降の想定)
 - ⑥前年の所得から、個人住民税額の算定を行う。(地方税法第292条 等)
この時、市内に住民票はないが、居住実態のある者について課税した場合は、住民票のある他市区町村に通知(294条通知)する。
特別徴収対象者は、特別徴収事業所に特別徴収税額通知書を送付する。
年金受給者は、年金支払者に特別徴収依頼通知を送付する。
上記以外の普通徴収対象者及び年金からの特別徴収対象者に対し、納税通知書(税額決定通知書)を送付する。
 - ⑦通知した個人住民税について、普通徴収又は特別徴収の方法で徴収する。(地方税法第319条 等)
 - ⑧所得情報の提供・移転を行う。
 - ⑨埼玉県に課税状況調べや各種統計情報の報告を行う。(地方税法第46条等)
 - ⑩パンチ事業者に税務資料のデータ化を依頼する。
 - ⑪当市に住民票申告書の提出を行う。(市・県民税申告書を前年実績から納税者に郵送する。)
 - ⑫必要に応じ、当市から情報元、他自治体へ、国税庁又は他自治体から当市へ照会、情報提供を行う。
 - ⑬コンビニに設置された多機能端末機により、請求者へ所得課税証明書の発行を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者
その必要性	公平、公正な課税を行うに当たり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報: 課税対象者を特定するために記録 ・連絡先情報: 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のため記録。また、税務調査のために連絡先を記録 ・業務関係情報 ①国税関係情報: 国税庁からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、国税庁との相互の税務調査のため記録 ②地方税関係情報: 個人住民税を賦課決定・賦課更正するために記録し、納税通知書、所得・課税証明書を発行するためにも必要。また、他自治体で住登外課税されていることを記録 ③生活保護関係情報: 個人住民税の非課税判定を行うために記録 ④年金関係情報: 年金支払者からの申告等情報を個人住民税の賦課決定・賦課更正に使用するため記録。また、年金からの特別徴収税額を決定・通知するために必要
全ての記録項目	別添2を参照
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	財務部市民税課、各サービスコーナー(3か所)、各まちづくりセンター(11か所)

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（生活福祉課、市民課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（国税庁、年金支払者（日本年金機構のみ）） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（他市区町村） <input type="checkbox"/> 民間事業者（給与支払事業者、年金支払者（日本年金機構を除く）） <input type="checkbox"/> その他（団体内統合宛名システム）								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ ）								
③入手の時期・頻度	<input type="checkbox"/> 賦課期日（1月1日）の課税対象者情報 1月～6月、毎月バッチ処理にて入手（6回） ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手（1回） <input type="checkbox"/> 賦課情報 ・1月～4月、確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を入手（随時） ・1月、寄付金税額控除に係る申告特例通知書を入手（随時） ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種資料を入手（随時） <input type="checkbox"/> 年金特別徴収情報 ・公的年金の特別徴収に係る対象者情報を5月、特別徴収依頼結果を9月、徴収結果、停止依頼結果、税額変更処理結果などのデータを月に1度年金支払者より入手								
④入手に係る妥当性	確定申告書・住民税申告書の申告義務、年金支払報告書・給与支払報告書の提出義務については、その申告又は提出時期、頻度、方法など制度上定められている。また、他の機関及び庁内連携システム又は情報提供ネットワークシステムを通じ入手を行うものは、番号法に明示されている。								
⑤本人への明示	地方税法第317条の2の条文に規定されている。								
⑥使用目的 ※	当市の課税対象者（住登外課税者含む。）に対し、適正な個人住民税の賦課を行う。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	市民税課、収税課、市民課、各サービスコーナー（3か所）、各まちづくりセンター（11か所）、国民健康保険課、介護保険課、保育幼稚園課、こども支援課、こども福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、市街地整備課、健康管理課、保健給食課、こども家庭センター							
	使用者数	[500人以上1,000人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">＜選択肢＞</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	＜選択肢＞		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
＜選択肢＞									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※		1. 申告情報取得に関する事務 <input type="checkbox"/> 住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 <input type="checkbox"/> 賦課に必要な情報（生活保護）を照会し取得する。 2. 賦課決定に関する事務 <input type="checkbox"/> 申告情報における課税資料の個人特定を行う。 <input type="checkbox"/> 複数申告情報がある者は、名寄せ（一本化）を行う。 <input type="checkbox"/> 生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 <input type="checkbox"/> 税額通知書作成の印刷業者に賦課情報を提供する。 <input type="checkbox"/> 普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金支払者へ税額を通知する。 3. その他事務							
	情報の突合 ※	前提条件：宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 <input type="checkbox"/> 課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う。【上記1、2、3】 <input type="checkbox"/> 生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う。【上記2】							
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民税額を決定・更正する。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	入力業務委託	
①委託内容	紙の課税資料をパンチし、データ化する作業の委託 ※主な紙資料:給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	紙での提出があった資料全般に記載のある個人及びその者の被扶養者等	
その妥当性	紙の課税資料については、パンチシステムへ取り込みする必要がある。しかし、当初賦課までに職員が入力するには件数が多いため、実施が困難である。そのため、紙の課税資料については、パンチを委託しデータ化する。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	
⑥委託先名	株式会社東計電算 * 毎年入札を実施	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	税系システムソフトウェア保守委託	
①委託内容	個人住民税システムの運用保守	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者	
その妥当性	個人住民税システムの運用保守業務に当たって、専門的な知識と機密保持の契約を交わした上で、委託を行っている。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先名については、情報の公開又は提供を行う。
⑥委託先名		Acrocityソリューションズ 株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	事前に委託先と書面による協議を行い、再委託の業務内容や履行場所以外での作業は認めていないなど、セキュリティ管理体制を確認した上で、許諾している。
	⑨再委託事項	個人住民税システムの運用保守
委託事項3		市民税課窓口業務委託
①委託内容		各種証明書の交付請求の受付・作成業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者
	その妥当性	各種証明の受付・作成業務を行うには、保有する個人住民税システムを取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (市民税課内端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法		委託先名については、情報の公開又は提供を行う。
⑥委託先名		AGSプロサービス株式会社 *3年ごとに入札を実施
再委託	⑦再委託の有無 ※	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項4		税務帳票類作成委託
①委託内容		税務帳票類の作成・印字・封入封かんを委託する。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

	対象となる本人の範囲 ※	税務帳票類作成の対象となる市民
	その妥当性	税務帳票類の作成・印字・封入封かんすべてを職員が行うのは困難である。税務帳票類の作成を委託することで、経費の削減を図る。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	
⑥委託先名	東洋印刷株式会社 * 毎年入札を実施	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項5		
コンビニ交付システムの運用委託		
①委託内容		
コンビニ交付システムの運用委託業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者
	その妥当性	コンビニ交付システムの運用業務は、LGWAN-ASPIによるクラウドサービスとして導入することにより、コストの低減及び効率的なシステムの運用を行うことが可能となる。
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ [] 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	
⑥委託先名	富士通Japan株式会社埼玉支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託しない [] 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (55) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (20) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号別表に掲げる者(別紙1を参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表(別紙1を参照)
②提供先における用途	番号法別表に掲げる事務(別紙1を参照)
③提供する情報	特定個人情報ファイルの範囲と同様
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定個人情報ファイルの範囲と同様
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	別表の左欄に掲げる者(別紙2を参照)
①法令上の根拠	番号法第9条第1項別表(別紙2を参照)
②移転先における用途	別表の右欄に掲げる事務(別紙2を参照)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税課税対象者とその被扶養者等
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課決定及び更正決定時
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
①保管場所 ※	<p><統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスは、IDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。</p> <p><eLTAXシステムにおける措置> サーバーは地方税共同機構内のデータセンターに設置しており、本市においては、当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、データセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 (1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 (2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>
②保管期間	<p style="text-align: center;"><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>[10年以上20年未満]</p>
その妥当性	<p>①賦課決定に対する訴訟等のため、過去の記録を保持する必要がある。 ②前年情報をもとにした資料の確認等が必要となることがある。</p>
③消去方法	<p><統合宛名システムにおける措置> ①消去は各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><eLTAXシステムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては、復元できないよう、物理的破壊により消去を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は、本市からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ①コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報については、自動的に消去される。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①特定個人情報の消去は本市からの操作によって実施される。本市の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>
7. 備考	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 1 / 1 1

個人住民税情報ファイル			
No.	項目名		
1	利用団体コード	54	分離譲渡短期特定所得
2	賦課年度	55	分離譲渡短期特定控除
3	住民コード	56	分離譲渡長期一般所得
4	履歴番号	57	分離譲渡長期一般控除
5	資料区分	58	分離譲渡長期優良所得
6	資料番号(冊番号)	59	分離譲渡長期優良控除
7	資料番号(番号)	60	分離譲渡長期特定所得
8	資料番号(枝番)	61	分離譲渡長期特定控除
9	無効区分	62	分離譲渡長期居住所得
10	世帯コード	63	分離譲渡長期居住控除
11	台帳番号	64	株式譲渡所得(非公開)
12	事業所コード	65	株式譲渡所得(上場分)
13	整理番号	66	株式譲渡控除
14	受給者番号	67	商品先物取引
15	国税通知書番号	68	山林所得
16	異動年月日	69	山林控除
17	処理区分	70	退職所得(所得税)
18	更正理由区分	71	退職所得
19	課税区分	72	変動所得前2年分
20	営業所得等	73	変動所得当年分
21	農業所得	74	臨時所得
22	その他事業所得	75	繰越控除純損失総所得
23	漁業所得(内数)	76	繰越控除純損失超短期
24	不動産所得	77	繰越控除純損失土地
25	利子(所得税)	78	繰越控除純損失短期
26	利子所得	79	繰越控除純損失長期
27	配当(所得税)	80	繰越控除純損失長期居住
28	配当所得(控除あり)	81	繰越控除純損失株式譲渡
29	配当所得(控除なし)	82	繰越控除純損失先物取引
30	特定配当(内数)	83	繰越控除純損失山林
31	一般外貨(内数)	84	繰越控除雑損失
32	外貨以外(内数)	85	肉用牛免税所得
33	給与収入	86	肉用牛免税以外
34	専従者給与収入(内数)	87	肉用牛売却価格
35	前職分給与収入(内数)	88	非課税所得
36	給与特定支出控除	89	配当割控除額
37	給与所得	90	株式譲渡割控除額
38	給与収入(一部特徴)	91	分離長期一般損失額 マイナスで入力
39	給与所得(一部特徴)	92	非課税所得(障害年金)
40	年金区分	93	非課税所得(遺族年金)
41	年金収入	94	非課税所得(その他)
42	年金所得	95	課税所得金額
43	雑所得(その他)	96	上場株式等の配当所得
44	総合譲渡短期所得	97	繰越控除純損失上場配当
45	総合譲渡短期控除	98	口蹄疫手当金等
46	総合譲渡長期所得	99	配当控除なし(所得税)
47	総合譲渡長期控除	100	繰越特定投資株式譲渡
48	総合譲渡一時所得	101	特例適用利子等
49	総合譲渡一時控除	102	特例適用配当等
50	土地等事業雑	103	雑所得(業務)
51	超短期所得	104	拡張-所得14
52	分離譲渡短期一般所得	105	拡張-所得15
53	分離譲渡短期一般控除	106	拡張-所得16
		107	拡張-所得17
		108	拡張-所得18
		109	拡張-所得19
		110	拡張-所得20
		111	雑損控除
		112	医療費控除
		113	社会保険控除
		114	小規模共済
		115	生命保険区分
		116	生命保険料
		117	個人年金
		118	本人専従者
		119	青白区分
		120	専従配偶者
		121	専従者その他
		122	金額(専給控除)
		123	本人障害者
		124	本人夫有り・未成年
		125	本人老年者
		126	本人寡婦・寡夫・特寡
		127	本人勤労学生
		128	配偶者控除区分
		129	配特控除区分
		130	配偶者所得
		131	扶養その他
		132	扶養特定
		133	扶養老人
		134	扶養同居老親
		135	扶養普通障害
		136	扶養特別障害
		137	扶養同居特別障害
		138	扶養人数年少
		139	平均課税計算区分
		140	生活保護区分
		141	生活保護開始
		142	生活保護終了
		143	拡張-扶養1
		144	拡張-扶養2
		145	拡張-扶養3
		146	拡張-扶養4
		147	拡張-扶養5
		148	徴収区分
		149	徴収区分2
		150	特徴開始月
		151	特徴終了月
		152	普徴開始期
		153	普徴終了期
		154	年金特徴開始月
		155	年金特徴終了月
		156	特徴仮算フラグ
		157	年金保険者用整理番号1
		158	特別徴収義務者コード
		159	年金コード
		160	通知コード
		161	処理結果
		162	非課税所得区分
		163	減免区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 2 / 1 1

164	均等割区分	219	ワンストップ特例の寄附金額	274	株式譲渡（非公開）県所得割
165	課非区分	220	所得税額（税額控除前）	275	株式譲渡（上場分）課税標準
166	通知書発行区分	221	所得税額（定率減税前）	276	株式譲渡（上場分）市町所得割
167	通知書発行日	222	所得税額（定率減税後）	277	株式譲渡（上場分）県所得割
168	法定納期限等	223	源泉税額	278	商品先物取引課税標準
169	他給与区分	224	外国税額限度額	279	商品先物取引市町所得割
170	給報乙欄	225	住宅耐震改修特別控除	280	商品先物取引県所得割
171	給報就退職区分	226	税源移譲経過措置市	281	山林課税標準
172	給報就退職年月日	227	税源移譲経過措置県	282	山林市町所得割
173	損害保険区分	228	住宅借入金等特別税額控除可能額	283	山林県所得割
174	損害保険料	229	住宅借入金等特別税額控除見込額	284	退職課税標準
175	長期損害保険料	230	住宅借入金等の額（1回目）	285	退職市町所得割
176	分離短期一般特例条文	231	住宅借入金等の額（2回目）	286	退職県所得割
177	分離短期特定特例条文	232	投資税額等	287	拡張一課税標準1
178	分離長期一般特例条文	233	雑損控除（内東日本大震災該当）	288	拡張一市町所得割1
179	分離長期優良特例条文	234	新生命保険料支払額	289	拡張一県所得割1
180	分離長期特定特例条文	235	介護医療保険料支払額	290	上場株式等（配当）課税標準
181	分離長期居住特例条文	236	新個人年金保険料支払額	291	上場株式等（配当）市町村所得割
182	拡張一特例条文	237	生命保険料控除額（所得税）の計算値	292	上場株式等（配当）県所得割
183	配偶者特別控除	238	生命保険料控除額（所得税）のパンチデータ入力値	293	特例適用利子等課税標準
184	生命保険控除	239	パンチ年末調整控除額	294	特例適用利子等市町村所得割
185	個人年金控除	240	パンチ控除額合計（所得税）	295	特例適用利子等県所得割
186	基礎控除	241	所得金額調整控除	296	特例適用配当等課税標準
187	老年者控除	242	拡張一所得控除1 8	297	特例適用配当等市町村所得割
188	寡婦・寡夫・特寡控除	243	拡張一所得控除1 9	298	特例適用配当等県所得割
189	勤労学生控除	244	拡張一所得控除2 0	299	拡張一課税標準5
190	本人障害控除	245	総所得課税標準	300	拡張一市町所得割5
191	本人特別障害控除	246	総所得市町所得割	301	拡張一県所得割5
192	配偶者一般控除	247	総所得県所得割	302	拡張一課税標準6
193	配偶者老人控除	248	土地課税標準	303	拡張一市町所得割6
194	配偶者特別障害控除	249	土地市町所得割	304	拡張一県所得割6
195	扶養一般控除	250	土地県所得割	305	拡張一課税標準7
196	扶養老人控除	251	超短期課税標準	306	拡張一市町所得割7
197	扶養同居老人控除	252	超短期市町所得割	307	拡張一県所得割7
198	扶養障害控除	253	超短期県所得割	308	拡張一課税標準8
199	扶養特別障害控除	254	短期一般課税標準	309	拡張一市町所得割8
200	扶養同居特別障害控除	255	短期一般市町所得割	310	拡張一県所得割8
201	扶養特定控除	256	短期一般県所得割	311	拡張一課税標準9
202	控除合計	257	短期特定課税標準	312	拡張一市町所得割9
203	寄付金控除額	258	短期特定市町所得割	313	拡張一県所得割9
204	扶養加算金	259	短期特定県所得割	314	拡張一課税標準1 0
205	損害保険控除額	260	長期一般課税標準	315	拡張一市町所得割1 0
206	寄付金控除（所得税）	261	長期一般市町所得割	316	拡張一県所得割1 0
207	控除額合計（所得税）	262	長期一般県所得割	317	合計所得金額
208	住宅取得控除	263	長期優良課税標準	318	総所得金額等
209	外国税額控除（所得税）	264	長期優良市町所得割	319	総所得金額
210	減免（所得税）	265	長期優良県所得割	320	算出調定市町所得割
211	政党等寄付金	266	長期特定課税標準	321	算出調定県所得割
212	配当控除（所得税）	267	長期特定市町所得割	322	特別所得市町所得割
213	電子証明書等特別控除（所得税）	268	長期特定県所得割	323	特別所得県所得割
214	所得税の課税所得金額	269	長期居住課税標準	324	税控除市町所得割
215	地方公共団体への寄附金額	270	長期居住市町所得割	325	税控除県所得割
216	地方公共団体以外の寄附金額	271	長期居住県所得割	326	外国税控除市町所得割
217	県のみ条例指定団体への寄附金額	272	株式譲渡（非公開）課税標準	327	外国税控除県所得割
218	市町村のみ条例指定団体への寄附金額	273	株式譲渡（非公開）市町所得割	328	寄附金基本控除額市町村

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 3 / 1 1

329	寄附金基本控除額県	384	併徴年特配株充当合計	439	普徴9期
330	寄附金特例控除額市町村	385	市町過年度増分所得割	440	普徴10期
331	寄附金特例控除額県	386	県過年度増分所得割	441	普徴11期
332	寄附金控除額市町村	387	市町過年度増分均等割	442	普徴12期
333	寄附金控除額県	388	県過年度増分均等割	443	特徴6月
334	算出合計税市町均等割	389	強制変更フラグ	444	特徴7月
335	算出合計税県均等割	390	所得税金額控除前	445	特徴8月
336	算出合計税市町所得割	391	営業収入	446	特徴9月
337	算出合計税県所得割	392	農業収入	447	特徴10月
338	税額調整市町所得割	393	不動産収入	448	特徴11月
339	税額調整県所得割	394	国民年金保険料等の金額	449	特徴12月
340	市町所得割減額1	395	高齢者非課税廃止の経過措置所得割控除額市	450	特徴1月
341	県所得割減額1	396	高齢者非課税廃止の経過措置所得割控除額県	451	特徴2月
342	市町税額減額1	397	調整控除後総所得所得割市	452	特徴3月
343	県税額減額1	398	調整控除後総所得所得割県	453	特徴4月
344	市町所得割減額2	399	人的控除差額	454	特徴5月
345	県所得割減額2	400	オプション金額10	455	特徴事業所コード6月
346	市町税額減額2	401	年金普徴1期(内訳)	456	特徴事業所コード7月
347	県税額減額2	402	年金普徴2期(内訳)	457	特徴事業所コード8月
348	市町配当割控除額	403	年金普徴3期(内訳)	458	特徴事業所コード9月
349	県配当割控除額	404	年金普徴4期(内訳)	459	特徴事業所コード10月
350	未控除分配当割控除額市	405	所得税額(住借控除算出用)	460	特徴事業所コード11月
351	未控除分配当割控除額県	406	口蹄疫手当金等(収入)	461	特徴事業所コード12月
352	未控除分配当割控除額	407	寄附金申告特例控除額市町村(計算結果)	462	特徴事業所コード1月
353	市町株式譲渡割控除額	408	寄附金申告特例控除額県(計算結果)	463	特徴事業所コード2月
354	県株式譲渡割控除額	409	拡張一金額19	464	特徴事業所コード3月
355	未控除分株式譲渡割控除額市	410	拡張一金額20	465	特徴事業所コード4月
356	未控除分株式譲渡割控除額県	411	第30表集計区分	466	特徴事業所コード5月
357	未控除分株式譲渡割控除額	412	拡張一コード2	467	年金特徴4月
358	配株不足額市税	413	拡張一コード3	468	年金特徴6月
359	配株不足額県税	414	拡張一コード4	469	年金特徴8月
360	配株不足額合計	415	拡張一コード5	470	年金特徴10月
361	配株充当額合計	416	拡張一コード6	471	年金特徴12月
362	配株還付額合計	417	拡張一コード7	472	年金特徴2月
363	市町差引前所得割	418	拡張一コード8	473	特別徴収義務者コード4月
364	県差引前所得割	419	拡張一コード9	474	特別徴収義務者コード6月
365	市町差引均等割	420	拡張一コード10	475	特別徴収義務者コード8月
366	県差引均等割	421	拡張一コード11	476	特別徴収義務者コード10月
367	市町差引所得割	422	拡張一コード12	477	特別徴収義務者コード12月
368	県差引所得割	423	拡張一コード13	478	特別徴収義務者コード2月
369	年税額	424	拡張一コード14	479	普徴1期充当額
370	端数市町	425	拡張一コード15	480	普徴2期充当額
371	端数県	426	拡張一コード16	481	普徴3期充当額
372	併徴市町所得割	427	拡張一コード17	482	普徴4期充当額
373	併徴県所得割	428	拡張一コード18	483	普徴5期充当額
374	併徴市町均等割	429	拡張一コード19	484	普徴6期充当額
375	併徴県均等割	430	拡張一コード20	485	普徴7期充当額
376	併徴合計	431	普徴1期	486	普徴8期充当額
377	併徴課税標準	432	普徴2期	487	普徴9期充当額
378	併徴配株充当合計	433	普徴3期	488	普徴10期充当額
379	併徴年特市所得割	434	普徴4期	489	普徴11期充当額
380	併徴年特県所得割	435	普徴5期	490	普徴12期充当額
381	併徴年特市均等割	436	普徴6期	491	特徴6月充当額
382	併徴年特県均等割	437	普徴7期	492	特徴7月充当額
383	併徴年特合計	438	普徴8期	493	特徴8月充当額

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 4 / 1 1

494	特徴9月充当額
495	特徴10月充当額
496	特徴11月充当額
497	特徴12月充当額
498	特徴1月充当額
499	特徴2月充当額
500	特徴3月充当額
501	特徴4月充当額
502	特徴5月充当額
503	年金特徴4月充当額
504	年金特徴6月充当額
505	年金特徴8月充当額
506	年金特徴10月充当額
507	年金特徴12月充当額
508	年金特徴2月充当額
509	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(1回目)
510	住宅借入金等特別控除適用家屋居住年月日(2回目)
511	扶養控除制度見直し前の所得税額(税額控除前)
512	扶養控除制度見直し前の市町差引前所得割
513	オプション5
514	所得税額(復興税含)
515	オプション7
516	オプション8
517	オプション9
518	オプション10
519	オプション11
520	オプション12
521	オプション13
522	オプション14
523	オプション15
524	オプション16
525	オプション17
526	オプション18
527	オプション19
528	オプション20
529	オプション21
530	オプション22
531	オプション23
532	オプション24
533	オプション25
534	オプション26
535	オプション27
536	オプション28
537	オプション29
538	オプション30
539	合併前利用団体コード
540	更新職員番号
541	更新処理年月日
542	更新処理時刻

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 5 / 11

課税支援情報ファイル					
No.	項目名				
1	住民番号	54	土地超短期・事業雑選択	109	重複照会文書印刷済みフラグ
2	年度ID	55	居住用財産の譲渡損失は一般適用である	110	所得証明印刷済みフラグ
3	履歴ID	56	居住用財産の買換の損失あり	111	償却申告印刷済みフラグ
4	PAGE ID	57	特定居住用財産の譲渡損失あり	112	課税方式選択申告書印刷済みフラグ
5	世帯番号	58	株式・事業雑譲渡選択	113	予約
6	被扶養者住民番号	59	先物取引・事業雑選択	114	扶養否認通知印刷済みフラグ
7	配偶者住民番号	60	山林・概算経費率	115	寄附金控除申請書印刷済み
8	被扶養者氏名	61	退職・障害起因	116	294受領先自治体コード
9	モード	62	退職・死亡退職	117	住宅控除本人照会印刷済みフラグ
10	印刷フラグ	63	雑損・災害年月日	118	住宅控除事業所照会印刷済みフラグ
11	保存フラグ	64	政党等寄附金控除選択フラグ	119	年間納付額証明印刷済みフラグ
12	被配偶	65	特定震災指定寄附金控除選択フラグ	120	戸籍照会庁外印刷済みフラグ
13	被扶養	66	住登外課税294対象者	121	戸籍照会庁内印刷済みフラグ
14	被専従	67	家屋敷・事業所	122	ワンストップ特例通知無し印刷済みフラグ
15	被扶養障害	68	世帯外・住登外扶養あり	123	利子法定調書照会印刷済みフラグ
16	非課税・ボツ	69	住登外課税294受領者	124	配当法定調書照会印刷済みフラグ
17	年金特徴フラグ	70	認定NPO法人寄附金控除選択フラグ	125	報酬法定調書照会印刷済みフラグ
18	eTax出力対象	71	公益社団法人寄附金控除選択フラグ	126	上株配当法定調書照会印刷済みフラグ
19	予備	72	徴収区分確認済み印刷するフラグ	127	源泉徴収票未提出確認照会印刷フラグ
20	被扶養更新日・時間	73	給報枚数	128	保存時エラー (保存区分)
21	データ印刷日・時間	74	年金枚数	129	保存時エラー (特徴関連)
22	データ保存日・時間	75	更新理由	130	保存時エラー (前年徴収区分)
23	給報合算日・時間	76	eLTax給報明細有り	131	保存時エラー (免税住申)
24	○住合算日・時間	77	eLTax年金明細有り(社保庁以外)	132	保存時エラー (青申控除関連)
25	徴収区分	78	eLTax確申有り	133	保存時エラー (雑・一時所得)
26	白青区分	79	eTax確申有り	134	保存時エラー (消費税対象)
27	予備 (↑移動)	80	KSK確申有り	135	保存時エラー (所得ダイレクト)
28	均免フラグ	81	最終履歴番号	136	保存時エラー (控除ダイレクト)
29	生活保護フラグ	82	変更区分	137	保存時エラー (人的控除ダイレクト)
30	減免フラグ	83	口蹄疫特例適用フラグ	138	保存時エラー (本人控除適用)
31	未成年	84	国外転出時課税制度フラグ	139	保存時エラー (扶養続柄)
32	既婚の未成年	85	免税所得を総課税所得に加算しない	140	保存時エラー (扶養未特定)
33	特徴専給	86	地震選択F1 ([0]が地震選択)	141	保存時エラー (死亡・転出)
34	就職	87	地震選択F2 ([1]が地震選択)	142	保存時エラー (住民番号ブランク)
35	退職	88	地震選択F3 ([2]が地震選択)	143	保存時エラー (収用控除警告)
36	就職年月日	89	地震選択F4 ([3]が地震選択)	144	保存時エラー (償却事前・前年データ)
37	退職年月日	90	旧長期選択F1 ([0]が旧長期選択)	145	保存時エラー (扶養要件)
38	転勤	91	旧長期選択F2 ([1]が旧長期選択)	146	保存時エラー (その他の警告)
39	死亡退職	92	旧長期選択F3 ([2]が旧長期選択)	147	住民税計算エラー (併徴不可能者)
40	災害者	93	旧長期選択F4 ([3]が旧長期選択)	148	保存時エラー (前年事業申告有り)
41	外国人	94	予備	149	保存時エラー (住借控除年調固めエラー)
42	延納フラグ	95	オリジナルフラグ	150	保存時エラー (特徴先の変更)
43	農業標準選択フラグ	96	非課税種目コード (印字用)	151	保存時エラー (前年配当あり)
44	特農フラグ	97	印刷制御フラグ	152	保存時エラー (前年年金あり)
45	強制保存フラグ	98	事業税非課税所得番号	153	保存時エラー (前年雑他あり)
46	住民税申告書送付要不要	99	事業開業・廃業	154	本人戸籍照会自治体コード
47	免税有りの住申	100	事業税開廃年月日	155	保存時エラー (退職有りの同配)
48	免税所得から所得控除する	101	他都道府県の事務所等	156	保存時エラー (申告しない上株配当有りの同配)
49	給給併徴 (給与分割併徴)	102	住借申請書印刷済みフラグ	157	予備
50	家内特例計算停止	103	294通知印刷済みフラグ	158	特徴番号
51	変動・臨時所得区分	104	未申告呼出印刷済みフラグ	159	個人整理番号
52	雑その他・家内特例経費フラグ	105	294通知先自治体コード	160	受給者番号
53	土地短期・事業雑選択	106	本人照会文書印刷済みフラグ	161	第2特徴番号
		107	事業所照会文書印刷済みフラグ	162	第2個人整理番号
		108	他市照会文書印刷済みフラグ	163	第2受給者番号

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 6 / 11

164	旧特徴番号	219	(内特) 配偶者・普通障害 (内訳)	274	特例フラグ・分離譲渡予備 1
165	旧個人整理番号	220	(内特) 配偶者・特別障害 (内訳)	275	特例フラグ・分離譲渡予備 1
166	旧受給者番号	221	(内特) 配偶者・同居特障 (内訳)	276	特例フラグ・分離譲渡予備 2
167	特徴年金事業所番号	222	(内特) 配偶者・控対配とした専従者	277	特例フラグ・分離譲渡予備 2
168	優先給報事業所番号	223	(内特) 配偶者・同一生配	278	特例フラグ・分離譲渡予備 2
169	優先給報ID	224	(内特) 本人・寡婦控除	279	特例フラグ・分離譲渡予備 2
170	配偶者・控対配	225	(内特) 本人・ひとり親控除	280	特例フラグ・分離譲渡予備 2
171	配偶者・老配	226	(内特) 本人・	281	特例フラグ・株式一般長期保有
172	配偶者・普通障害 (内訳)	227	(内特) 本人・勤労学生	282	特例フラグ・株式新規長期保有
173	配偶者・特別障害 (内訳)	228	(内特) 本人・普通障害	283	特例フラグ・山林
174	配偶者・同居特障 (内訳)	229	(内特) 本人・特別障害	284	特例フラグ・牛特例
175	配偶者・控対配とした専従者	230	(内特) 扶養・一般扶養	285	特例フラグ・免税無し処理
176	配偶者・同一生配	231	(内特) 扶養・特定扶養	286	損失特例フラグ・総合短期
177	本人・寡婦控除	232	(内特) 扶養・老人扶養	287	損失特例フラグ・総合長期
178	本人・ひとり親控除	233	(内特) 扶養・年少扶養	288	予備
179	本人・旧制度寡婦該当	234	(内特) 扶養・同居老親	289	未(不)申告区分(営)
180	本人・寡婦理由	235	(内特) 扶養・同居特障	290	未(不)申告区分(農)
181	本人・扶養親族あり	236	(内特) 扶養・普通障害	291	未(不)申告区分(不)
182	本人・生計一の子あり	237	(内特) 扶養・特別障害	292	未(不)申告区分(利)
183	本人・扶養親族である子あり	238	(内特) 扶養・成年扶養	293	未(不)申告区分(配)
184	本人・勤労学生	239	(内特) 扶養・前期特定扶養	294	未(不)申告区分(給)
185	本人・普通障害	240	(内特) 扶養・非居住者	295	未(不)申告区分(年)
186	本人・特別障害	241	(内特) 配偶者情報 2	296	未(不)申告区分(雑)
187	扶養・一般扶養 (人数)	242	(内特) 親族・23歳未満	297	未(不)申告区分(譲短)
188	扶養・特定扶養 (人数)	243	予備	298	未(不)申告区分(譲長)
189	扶養・老人扶養 (人数)	244	特例フラグ・総合短期	299	未(不)申告区分(一)
190	扶養・年少扶養 (人数)	245	特例フラグ・総合長期	300	未(不)申告区分(※)
191	扶養・同居老親 (人数)	246	特例フラグ・分離短期一般	301	未(不)申告区分(※)
192	扶養・同居特障 (人数)	247	特例フラグ・分離短期一般	302	未(不)申告区分(短一)
193	扶養・普通障害 (人数)	248	特例フラグ・分離短期一般	303	未(不)申告区分(短減)
194	扶養・特別障害 (人数)	249	特例フラグ・分離短期一般	304	未(不)申告区分(長一)
195	扶養・成年扶養 (人数)	250	特例フラグ・分離短期一般	305	未(不)申告区分(長特)
196	親族・23歳未満等 (人数)	251	特例フラグ・分離短期軽減	306	未(不)申告区分(長軽)
197	非課税の寡婦・ひとり親	252	特例フラグ・分離短期軽減	307	未(不)申告区分(株上)
198	控配有りの寡婦・ひとり親	253	特例フラグ・分離短期軽減	308	未(不)申告区分(株末)
199	配偶者情報 2	254	特例フラグ・分離短期軽減	309	未(不)申告区分(先物)
200	扶養・前期特定扶養 (人数)	255	特例フラグ・分離短期軽減	310	未(不)申告区分(山)
201	国民年金 2 年前納控除対象者	256	特例フラグ・分離長期一般	311	未(不)申告区分(退)
202	ワンストップ特例 5 箇所オーバー	257	特例フラグ・分離長期一般	312	未(不)申告区分(非)
203	扶養・非居住者 (人数)	258	特例フラグ・分離長期一般	313	未(不)申告区分(上場株配当)
204	非課税の本人障害	259	特例フラグ・分離長期一般	314	未(不)申告区分(※)
205	セルフメディケーション (医療費控除の特例)	260	特例フラグ・分離長期一般	315	未(不)申告区分(※)
206	年調以外かつ専修学校等	261	特例フラグ・分離長期特定	316	未(不)申告区分(※)
207	原爆障害	262	特例フラグ・分離長期特定	317	未(不)申告区分(※)
208	外税控除区分	263	特例フラグ・分離長期特定	318	未(不)申告区分(※)
209	社保ダイレクト警告抑制	264	特例フラグ・分離長期特定	319	未(不)申告区分(雑損)
210	上場株式配当等控除額警告抑制	265	特例フラグ・分離長期特定	320	未(不)申告区分(医療費)
211	所得金額調整控除①強制的解除	266	特例フラグ・分離長期軽減	321	未(不)申告区分(社保)
212	特定配当等、特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	267	特例フラグ・分離長期軽減	322	未(不)申告区分(小規模)
213	雑業務収入の区分	268	特例フラグ・分離長期軽減	323	未(不)申告区分(生保)
214	雑その他収入の区分	269	特例フラグ・分離長期軽減	324	未(不)申告区分(地震)
215	予備	270	特例フラグ・分離長期軽減	325	未(不)申告区分(寄附)
216	内特徴扶養人数を使用する	271	特例フラグ・分離譲渡予備 1	326	未(不)申告区分(寡婦・ひとり親)
217	(内特) 配偶者・控対配	272	特例フラグ・分離譲渡予備 1	327	未(不)申告区分(勤学・障害)
218	(内特) 配偶者・老配	273	特例フラグ・分離譲渡予備 1	328	未(不)申告区分(配偶)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 7 / 1 1

329	未(不)申告区分(配特)	384	農業・収入(牛)	439	分離短期(一般)・差引合計
330	未(不)申告区分(扶養)	385	不動産・収入	440	分離短期(軽減)・差引合計
331	未(不)申告区分(予備)	386	利子・収入	441	分離長期(一般)・差引合計
332	未(不)申告区分(住借控除)	387	配当・収入	442	分離長期(特定)・差引合計
333	未(不)申告区分(配当控除)	388	給与・収入	443	分離長期(軽課)・差引合計
334	未(不)申告区分(寄附金控除)	389	年金・収入	444	民税:総合所得合計(住民税)
335	未(不)申告区分(外税控除)	390	雑その他・収入	445	雑業務・所得
336	未(不)申告区分(配株割控除)	391	総合短期・収入	446	退職所得(報酬分損通前)
337	所得税で申告しない所得(営)	392	総合長期・収入	447	株式譲渡(上場配当)
338	所得税で申告しない所得(農)	393	一時・収入	448	株式譲渡(一般)
339	所得税で申告しない所得(不)	394	所得金額調整控除額①	449	株式譲渡(上場)
340	所得税で申告しない所得(利)	395	所得金額調整控除額②	450	特定口座内保管上場株式所得
341	所得税で申告しない所得(配)	396	雑その他・収入(家内特例外)	451	本年度で上場株配当から差引く株式譲渡損失
342	所得税で申告しない所得(年)	397	雑その他・経費(家内特例外)	452	先物取引
343	所得税で申告しない所得(雑)	398	土地短期・収入	453	山林所得(損通前)⑩は↓M151
344	年調給報以外計算させない	399	土地超短期・収入	454	退職所得(一般/2+報酬損通前)
345	所得税で申告しない所得(譲短)	400	分離短期(一般)・収入	455	変動所得平均額⑦
346	所得税で申告しない所得(譲長)	401	分離短期(軽減)・収入	456	繰越損失合計
347	所得税で申告しない所得(一)	402	分離長期(一般)・収入	457	臨時所得内雑所得分④
348	所得税で申告しない所得(*)	403	分離長期(特定)・収入	458	平均課税対象金額⑧
349	所得税で申告しない所得(*)	404	分離長期(軽課)・収入	459	臨時・変動所得金額⑯
350	所得税で申告しない所得(短一)	405	予備	460	臨時所得③
351	所得税で申告しない所得(短減)	406	雑業務・収入	461	変動所得(前年)⑥
352	所得税で申告しない所得(長一)	407	株式(上場)・収入	462	変動所得(前々年)⑤
353	所得税で申告しない所得(長特)	408	株式(上場配当)・収入	463	変動所得(本年)①
354	所得税で申告しない所得(長軽)	409	株式(一般)・収入	464	変動所得内雑所得②
355	所得税で申告しない所得(株上)	410	予備	465	翌年へ繰り越す先物取引損失
356	所得税で申告しない所得(株未)	411	先物取引収入	466	純損失繰越控除(総合)
357	所得税で申告しない所得(先物)	412	山林・収入①	467	純損失繰越控除(土地超短期)
358	所得税で申告しない所得(山)	413	退職・収入	468	純損失繰越控除(土地短期)
359	所得税で申告しない所得(退)	414	分離牛収入	469	純損失繰越控除(分離短期)
360	所得税で申告しない所得(予備)	415	退職(報酬)・収入	470	純損失繰越控除(分離長期)
361	所得税で申告しない所得(予備)	416	予備	471	純損失繰越控除(山林)
362	所得税で申告しない控除(雑損)	417	営業(損通前差引)	472	雑損失繰越控除
363	所得税で申告しない控除(医療)	418	農業	473	本年度で差引く株式譲渡損失
364	所得税で申告しない控除(社保)	419	免稅所得	474	翌年へ繰り越す株式譲渡損失
365	所得税で申告しない控除(小規模)	420	不動産	475	特定居住用財産損失繰越控除
366	所得税で申告しない控除(生保)	421	利子	476	本年度で差引く先物取引の差金等決済の損失
367	所得税で申告しない控除(地震)	422	配当(国)	477	営業(損通後所得)
368	所得税で申告しない控除(寄附)	423	給与(所得)給与所得控除①後の給与等の金額	478	農業
369	所得税で申告しない控除(寡婦・ひとり親)	424	雑所得(小計)	479	不動産
370	所得税で申告しない控除(勤学障害)	425	雑(年金所得)	480	利子
371	所得税で申告しない控除(配偶)	426	雑(その他所得)	481	配当
372	所得税で申告しない控除(配特)	427	非課税所得(その他)	482	給与
373	所得税で申告しない控除(扶養)	428	総合譲渡(短期・損前特前)	483	雑(年金・業務・その他)
374	所得税で申告しない控除(予備)	429	総合譲渡(長期・損前特前)	484	公的年金等以外の所得①
375	年調以外計算させない特定取得	430	一時所得(差引特前)	485	総合譲渡(短期差引)
376	予備	431	給与(所得)所得金額調整控除②後	486	総合譲渡(長期差引)
377	予備	432	総合所得合計(所得税)	487	総合譲渡(短期特後損前)
378	ダイレクトフラグ	433	総合短期譲渡(損通出来ない所得)	488	総合譲渡(長期特後損前)
379	ダイレクトフラグ	434	総合長期譲渡(損通出来ない所得)	489	一時所得(特後損前)
380	ダイレクトフラグ	435	被配偶者の合計所得	490	総合譲渡(短期特控)
381	ダイレクトフラグ	436	被専従者の専従者控除額(専給額)	491	総合譲渡(長期特控)
382	営業(収入)	437	土地超短期	492	一時所得(特控)
383	農業・収入(全体)	438	土地短期	493	総合譲渡(短期特後)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 8 / 11

494	総合譲渡 (長期特後 / 2 前)	549	長期一般繰り損後	604	青申控除合計
495	一時所得 (特後損後 / 2 前)	550	長期特定繰り損後	605	住民税総合課税所得
496	コ+ (サ+シ) / 2	551	長期軽課繰り損後	606	総合課税標準
497	年金所得 (損通後)	552	株式上株配当 (上場株繰損後)	607	土地超短期課税標準
498	総合課税所得 (損通後)	553	株式上場配当繰損後	608	土地短期課税標準
499	総合譲渡 (長期損後 / 2 後)	554	株式一般繰損後	609	分離短期一般課税標準
500	一時所得 (損後 / 2 後)	555	株式上場繰損後	610	分離短期軽減課税標準
501	土地超短期	556	先物取引繰損後	611	分離長期一般課税標準
502	土地短期	557	山林繰り損後	612	分離長期特定課税標準
503	分離短期 (一般特前)	558	退職繰り損後	613	分離長期軽減課税標準
504	分離短期 (軽減特前)	559	分離牛繰り損後	614	住民税総課税所得
505	分離長期 (一般特前)	560	総所得 (繰損後特前)	615	株式課税標準 (上場配当)
506	分離長期 (特定特前)	561	総所得 (繰損後特後)	616	株式課税標準 (一般)
507	分離長期 (軽減特前)	562	控除しきった後の繰損合計	617	株式課税標準 (上場)
508	予備	563	分離短期 (一般損前計算後)	618	先物取引課税標準
509	民税: 雑小計	564	分離短期 (軽減損前計算後)	619	山林課税標準
510	分離短期 (一般特控)	565	分離長期 (一般損前計算後)	620	退職課税標準
511	分離短期 (軽減特控)	566	分離長期 (特定損前計算後)	621	牛特例課税
512	分離長期 (一般特控)	567	分離長期 (軽減損前計算後)	622	総課税所得
513	分離長期 (特定特控)	568	総合譲渡 (短期収用特控内書き)	623	平均課税・調整所得税額 ^⑫
514	分離長期 (軽減特控)	569	総合譲渡 (長期収用特控内書き)	624	平均課税・特別所得税額 ^⑬
515	予備	570	山林 (山林収用特控内書き)	625	総合税額
516	予備	571	分離短期 (一般住民税ずれる特前)	626	土地超短期税額
517	分離短期 (一般特後)	572	分離短期 (軽減住民税ずれる特前)	627	土地短期税額
518	分離短期 (軽減特後)	573	分離長期 (一般住民税ずれる特前)	628	分離短期 (一般) 税額
519	分離長期 (一般特後)	574	分離長期 (特定住民税ずれる特前)	629	分離短期 (軽減) 税額
520	分離長期 (特定特後)	575	分離長期 (軽減住民税ずれる特前)	630	分離長期 (一般) 税額
521	分離長期 (軽減特後)	576	分離短期 (一般住民税ずれる特控)	631	分離長期 (特定) 税額
522	予備	577	分離短期 (軽減住民税ずれる特控)	632	分離長期 (軽減) 税額
523	株式譲渡 (上場損通後繰損前)	578	分離長期 (一般住民税ずれる特控)	633	民税: 課税標準合計
524	株式譲渡 (上場特前・差引)	579	分離長期 (特定住民税ずれる特控)	634	株式税額 (上場配当)
525	株式譲渡 (一般特前・差引)	580	分離長期 (軽減住民税ずれる特控)	635	株式税額 (一般)
526	特定株式価値喪失 (一般)	581	予備	636	株式税額 (上場)
527	株式譲渡 (上場配当・差引)	582	雑損控除	637	先物取引税額
528	株式譲渡 (一般損通後)	583	医療費控除	638	山林税額
529	株式譲渡 (上場損通後)	584	社会保険料控除	639	退職税額
530	株式譲渡 (上場配当損通後)	585	小規模企業共済控除	640	分離牛税額
531	先物取引	586	生命保険控除	641	総税額合計
532	山林 (差引金額 ^⑭)	587	地震保険控除	642	総税額合計 (H18税法)
533	山林 (特後損前)	588	寄附金控除・控除	643	所得税+復興税
534	山林 (特控) ^⑮	589	配偶者控除	644	配当控除
535	山林 (特後) ^⑯	590	配偶者特別控除	645	投資・リース税額控除
536	退職	591	配偶者・合計所得	646	住宅借入金控除 (可能額)
537	特定管理株式みなし損失 (上場)	592	扶養控除	647	政党等寄附金控除
538	合計所得 (控除対象免税抜き)	593	—	648	住宅耐震改修特別控除
539	合計所得 (控除対象免税込み)	594	本人控除・寡婦・ひとり親	649	電子証明等特別控除
540	平均課税・調整所得 ^⑩	595	本人控除・勤労学生	650	差引税額
541	平均課税・特別所得 ^⑪	596	障害者控除	651	災害減免額
542	総合課税繰り損後	597	寡婦・ひとり親	652	外国税額特別控除
543	特定雑損失繰越控除	598	勤学・障害	653	外国所得税額 ^⑰
544	民税: 総合課税繰り損後	599	予備	654	寄附金控除合計 (税額控除)
545	土地超短期繰り損後	600	基礎控除	655	再差引税額 (基準所得税)
546	土地短期繰り損後	601	⑬~⑳までの所得控除合計	656	復興所得税
547	短期一般繰り損後	602	所得控除合計	657	住宅借入金控除 (控除済額)
548	短期軽減繰り損後	603	専従者控除合計	658	源泉税額合計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 9 / 1 1

659	申告納税額	714	民税：道府県税還付額	769	予備
660	第1期予定納税額	715	民税：住借控除見込額	770	予備
661	第2期予定納税額	716	民税：市町村住借控除額	771	予備
662	納める税額（第3期）	717	民税：道府県住借控除額	772	予備
663	延納額（先納付額）	718	民税：市町村外国税控除額	773	予備
664	延納額（届出額）	719	民税：道府県外国税控除額	774	予備
665	納める税額（計算値）	720	民税：市町村寄附金税額控除	775	予備
666	未納付の源泉徴収税額	721	民税：道府県寄附金税額控除	776	予備
667	申告納税額の増加額	722	民税：介護保険控除（内）	777	予備
668	第3期分の税額の増加額	723	特定震災指定寄附金控除	778	予備
669	還付される税額	724	認定NPO法人寄附金控除	779	予備
670	民税：特徴分の住借控除額	725	公益社団法人等寄附金控除	780	予備
671	民税：住借控除可能額	726	民税：特徴分の配当控除額	781	予備
672	民税：雑損控除	727	民税：特徴分の寄附金控除額	782	営業・家内特例経費合計
673	民税：医療費控除	728	民税：特徴分の外税控除額	783	営業・専従合計
674	民税：生保控除補正後	729	民税：特徴分の配株割控除額	784	営業・青申合計
675	民税：個人年金控除（内）	730	外国所得税の控除限度額⑨→⑦	785	営業・源泉合計
676	民税：地震保険料控除	731	特例適用利子等	786	農業・家内特例経費
677	民税：旧長期損保控除（内）	732	条約適用利子等	787	農業・専従（全体）
678	民税：	733	特例適用配当等	788	農業・専従（牛）
679	民税：配偶者控除	734	条約適用配当等	789	農業・青申合計
680	民税：配偶者特別控除	735	住民税で申告しない上株配当	790	農業・免税牛収入
681	民税：扶養控除	736	民税：公的年金等以外の所得②	791	農業・免税牛経費
682	民税：	737	民税：総所得	792	農業・免税牛所得
683	民税：本人控除・寡婦・ひとり親	738	民税：給与所得②後	793	農業・分離牛経費
684	民税：本人控除・勤労学生	739	民税：年金所得	794	農業・分離牛所得
685	民税：障害者控除	740	民税：総合課税所得（繰損後）	795	不動産・専従合計
686	民税：基礎控除	741	外国税額控除の金額⑩	796	不動産・青申合計
687	民税：控除合計	742	外国税額控除本年使用額（道府県民税分）	797	利子・源泉合計
688	民税：合計所得	743	外国税額控除本年使用額（市町村民税分）	798	配当・負債利子合計
689	民税：配当控除（税額控除）	744	民税：上株配当（損通後）	799	配当・源泉合計
690	民税：市町村民税県民税合計	745	民税：上株配当（繰損後）	800	配当・利益配当（申告しない分）
691	配専（人数）	746	民税：上場株式（損通後）	801	配当・利益配当
692	他専（人数）	747	民税：上場株式（繰損後）	802	配当・一般外貨建証券投信
693	家内労働特例経費	748	住民税で申告しない上場株式	803	配当・私募証券投信
694	平均課税・平均税率⑬	749	民税：一般株式（損通後）	804	配当・特定外貨建証券投信
695	給与所得等	750	民税：一般株式（繰損後）	805	配当・利益配当（少額内書）
696	総所得金額等の5%	751	住民税で申告しない一般株式	806	配当・一般外貨建証券投信（少額内書）
697	総所得金額等の10%	752	民税：総合配当収入	807	配当・私募証券投信（少額内書）
698	総所得金額等の40%	753	民税：上株配当収入	808	配当・特定外貨建証券投信（少額内書）
699	総税額の25%	754	民税：上場株式収入	809	給与・専給収入（内書）
700	源泉税額（雑その他＋一時＋退職）	755	民税：一般株式収入	810	給与・報酬分収入（内書き）
701	配当に関する住民税の特例	756	予備	811	給与・源泉合計
702	非居住者の特例	757	予備	812	給与・特定支出（支出額）
703	事業用資産の譲渡損失	758	予備	813	給与・特定支出控除額（計算値）
704	非課税所得・旧非課税事業の所得	759	予備	814	給与・所得控除
705	損通の特例適用前の不動産所得	760	予備	815	年金・源泉合計
706	リザーブ（2020版で一時利用）	761	予備	816	年金・所得控除
707	技術等海外取引に係る所得の特別控除	762	予備	817	その他・経費合計
708	特徴税額	763	予備	818	その他・源泉合計
709	集合税済額	764	予備	819	その他・家内特例経費
710	特定居住用財産の譲渡損失分（後）	765	予備	820	総合短期・経費合計
711	特定居住用財産の譲渡損失分（前）	766	予備	821	総合長期・経費合計
712	当該譲渡資産の住宅借入金残高	767	予備	822	一時・経費合計
713	民税：市町村税還付額	768	予備	823	一時・源泉合計

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 10 / 11

824	土地短期・経費	879	予備	934	生保・源泉分介護保険支払額
825	土地短期・専従	880	予備	935	地震・源泉分地震保険支払額
826	土地短期・青申	881	予備	936	予備金額 1
827	株式(上場)・経費合計	882	雑損・損害金額	937	予備金額 2
828	土地超短期・経費	883	雑損・補填金額	938	予備金額 3
829	土地超短期・専従	884	雑損・差引損失額	939	予備金額 4
830	土地超短期・青申	885	雑損・関連支出	940	予備金額 5
831	株式(特定口座)・源泉税額	886	医療費・支払医療費合計	941	H18税法改正前の(給与等の)所得金額
832	株式(上場)・経費合計	887	医療費・補填金額合計	942	H18税法改正前の山林所得
833	株式(一般)・経費合計	888	医療費・差引負担額	943	H18税法改正前の退職所得
834	特定投資株式取得控除(上場)	889	社保・源泉分	944	②に対する税額
835	特定投資株式取得控除(一般)	890	社保・社保	945	③に対する税額
836	山林・差引⑤	891	社保・国保	946	④に対する税額
837	山林・専従者控除③+④	892	社保・国年	947	H18税法改正前の所得控除の合計額
838	先物取引・決済額	893	社保・農年	948	H18税法改正前の課税所得
839	先物取引・手数料等	894	社保・介護	949	H18税法改正前の租税条約の利子配当
840	山林・必要経費⑫	895	社保・年金基金	950	H18税法改正前の税額合計⑤+⑥
841	山林・森林計画特別控除⑬/⑭	896	社保・その他掛金	951	分離肉用牛売却価格の税額
842	山林・青申控除	897	小規模・源泉分	952	分離短期譲渡の税額
843	山林・伐採運搬費⑮	898	小規模・掛金合計	953	分離長期譲渡の税額
844	山林・被災損失⑯	899	社保・源泉分自動集計(主に年金)	954	株式譲渡の税額
845	退職・勤続年数	900	生保・源泉控除額	955	先物取引税額
846	退職・所得控除	901	生保・源泉分旧個人年金支払額	956	H18税法改正前の配当控除
847	退職・源泉税額	902	生保・旧一般保険料合計	957	H18税法改正前の投資・リース控除
848	不動産・源泉税額	903	生保・一般控除額計算	958	H18税法改正前の⑧+⑩-⑭-⑰
849	分離短期(一般)・経費	904	生保・旧個人保険料合計	959	住借特別控除計算用所得税額
850	分離短期(軽減)・経費	905	生保・個人控除額計算	960	⑨-⑭-⑰税額控除後
851	分離長期(一般)・経費	906	地保・源泉控除額	961	①、⑦の何れか少ない金額
852	分離長期(特定)・経費	907	地保・源泉分旧長期支払	962	寄附・特定震災指定寄附金額
853	分離長期(軽減)・経費	908	地保・地震保険料合計	963	所得の80%
854	配当・一般外貨建証券投信(申告しない分)	909	地保・地震控除額	964	寄附・認定NPO寄附所得税該当
855	配当・私募証券投信(申告しない分)	910	地保・旧長期保険料合計	965	寄附・公益社団法人寄附所得税該当
856	配当・特定外貨建証券投信(申告しない分)	911	地保・旧長期控除額	966	寄附・認定外NPO寄附・市区町村
857	住民税:配当割控除額	912	寄附・特定寄附金額	967	寄附・認定外NPO寄附・都道府県
858	住民税:株式譲渡所得割控除額	913	寄附・日赤分支払額	968	寄附・認定外NPO寄附・両方該当
859	山林(概算経費⑥)	914	寄附・政党等寄附金額	969	寄附・震災関連寄附金額 (税額控除を選択しない分がある場合に入力)
860	山林(専従者控除③)	915	配偶者・障害者控除	970	寄附・認定外NPO寄附・ふるさと
861	山林(専従者控除⑨)	916	控配専従の専給額	971	住民税住借控除制限値(Page0)
862	山林(植林・取得費⑦)	917	扶養・障害者控除	972	住民税住借控除制限値(Page1)
863	退職(報酬)・勤続年数	918	特定支出控除種類	973	医療通知に記載された医療費の額
864	退職(報酬)・所得控除	919	本人・寡婦・ひとり親控除	974	実際に支払った医療費の額
865	退職(報酬)・重複期間	920	本人・勤労学生控除	975	生命保険や社会保険で補填される額
866	山林(管理費・他⑧)	921	本人・障害者控除	976	医療費・差引負担額(民税シミュレーション用)
867	山林(差引⑩の1)	922	社保・後期高齢者医療保険	977	予備
868	山林(差引⑩の2)	923	寄附金・市区町村分	978	予備
869	総合短期(取用控除適用分内書)	924	寄附金・都道府県分	979	予備
870	総合長期(取用控除適用分内書)	925	寄附金・ふるさと納税分	980	予備
871	業務・経費合計	926	寄附金・都道府県市区町村両方該当分	981	予備
872	業務・源泉合計	927	生保・介護医療保険料合計	982	メインレビジョン
873	業務・家内特例経費分	928	生保・新規生保保険料合計	983	合算レビジョン
874	予備	929	生保・新規個人年金保険料合計	984	○住合算時優先資料ID
875	予備	930	生保・介護保険控除額計算		
876	予備	931	生保・源泉分新規生保支払額		
877	予備	932	生保・源泉分旧生保支払額		
878	予備	933	生保・源泉分新規個人年金支払額		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 個人住民税情報ファイル 11 / 11

宛名情報							
No.	項目名						
1	利用団体コード	54	部屋コード	109	宛先	164	返送備考
2	住民コード	55	住所	110	開始日	165	結果(処分)区分
3	基本情報異動SEQ	56	方書	111	閉鎖日	166	処分日
4	停止フラグ	57	小学校区コード	112	閉鎖事由コード	167	再発送日
5	住民票コード	58	中学校区コード	113	送信拒否開始時間	168	再発送番号
6	異動業務区分	59	投票区コード	114	送信拒否終了時間	169	調査日
7	異動事由コード	60	自治会コード	115	外国人登録番号	170	調査枝番
8	異動日	61	災害避難場所コード	116	公称カナ	171	調査コード
9	届出日	62	転入前市町村コード	117	公称名	172	調査内容
10	一全区分	63	転入前住所郵便番号	118	併記名	173	調査員
11	住民区分	64	転入前住所	119	国籍	174	調査所管
12	産業分類コード	65	転入前方書	120	在留資格	175	他市照会
13	増事由コード	66	通称現住所コード	121	在留期間		
14	住民増異動日	67	通称本番	122	関連人区分		
15	住民増届出日	68	通称枝番	123	関連人住民コード		
16	減事由コード	69	通称小枝番	124	関連人郵便番号		
17	住民減異動日	70	通称小小枝番	125	関連人住所		
18	住民減届出日	71	通称住所	126	関連人方書		
19	住民となった異動日	72	通称方書	127	関連人カナ氏名		
20	住民となった届出日	73	管理コード	128	関連人氏名		
21	帰化日	74	新住民コード	129	関連人所属		
22	カナ氏名	75	転出先コード	130	関連人肩書		
23	氏名	76	合併前市町村コード	131	Eメールアドレス		
24	生年月日元号	77	住民票異動SEQ	132	通称区分		
25	生年月日	78	個人番号	133	氏名連動区分		
26	死亡日元号	79	管轄コード	134	国籍等		
27	死亡日	80	連番	135	外国人住民となった異動日		
28	性別	81	電話区分	136	外国人住民となった届出日		
29	続柄	82	市外局番	137	30条45規定区分		
30	混合続柄	83	局番	138	在留期間等		
31	保護者コード	84	番号	139	在留期間の満了の日		
32	保護者続柄	85	内線	140	在留カード等の番号		
33	カナ屋号	86	有効期間から	141	更新処理時刻		
34	屋号	87	有効期間まで	142	代表住民コード		
35	世帯コード	88	納付方法コード	143	同一人物住民コード		
36	代表者カナ	89	金融機関コード	144	名寄区分		
37	代表者氏名	90	支店名コード	145	事由		
38	混合世帯主カナ	91	預金種別コード	146	職員番号		
39	混合世帯主名	92	口座番号	147	処理日		
40	世帯内ソートキー	93	名義人(カナ)	148	処理時間		
41	混合世帯内ソートキー	94	名義人住民コード	149	メモ		
42	住定日	95	更新職員番号	150	有効期限		
43	住定届出日	96	更新処理日	151	発送番号		
44	郵便番号	97	科目コード	152	発送日		
45	住所区分	98	送付先住民コード	153	帳票区分		
46	市町村コード	99	送付先郵便番号	154	送付形態区分		
47	大字コード	100	送付先住所	155	送付先区分		
48	本番	101	送付先方書	156	宛先住民コード		
49	枝番	102	送付先カナ氏名	157	宛先履歴番号		
50	小枝番	103	送付先氏名	158	送付先科目コード		
51	小小枝番	104	管理人区分	159	送付先納付番号		
52	マンションコード	105	管理人住民コード	160	送付先帳票区分		
53	棟コード	106	脱退事由コード	161	送付先履歴SEQ		
		107	納付組合コード	162	返送日		
		108	送達区分	163	返送事由コード		

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
賦課情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>②住民からの申告等情報を受け付ける際は、課税対象者情報から入手した本人の住所・氏名(カナ)・生年月日の印刷された申告書用紙を使用し、印刷された情報に誤りがなければ漢字氏名を記入してもらう。なお、申請者が代理人であっても、当該申告書に記入する内容が申請者本人の情報であることを事前に注意喚起する。</p> <p>③住民以外から提出のあった申告等情報について、課税対象情報と紐付かないものについては、速やかに他自治体へ資料回送し、保有・保管は行わない。ただし、資料の紛失等回避のため、資料回送の履歴としては保管する。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①課税対象者情報については、原則的に住民基本台帳に記載のある者であるので、その他の情報を入手することはない。(住登外課税する場合は、税務調査により当市の課税対象者であることを確認した上で、情報を入手している。)</p> <p>②住民からの申告等情報については、必要な情報のみ記載する様式としているため、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>③住民以外からの申告等情報については、あらかじめ法令等により定められた様式で提出されることから、必要な情報以外の情報を入手することはない。</p> <p>④統合宛名システムは完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできない。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、賦課の資料となる旨を説明した上で取得することとしており、不適切に入手することはない。</p> <p>②電子データで提出される申告情報等は、国税連携及びeLTAXの専用回線を介して入手しており、詐取・奪取が行われることはない。</p> <p>③紙媒体や電子記録媒体により提出される申告等情報は、当市を郵送先としており、詐取・奪取が行われることはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行う。</p> <p>②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日の4情報の確認を行う。</p> <p>統合宛名システムをメンテナンスするものについては、写真付き身分証をもとに本人確認を行う。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①提出された申告等情報の個人番号と課税対象者情報の個人番号に突合せすることで、個人番号の真正性を確認する。</p> <p>②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等により正確性を確保している。</p> <p>②正確性に疑義が生じた場合は、税務調査を行い、適宜修正することで正確性を確保している。</p> <p>③申告等情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、入力、削除及び訂正した内容を確認する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管し、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。 ②委託業者と秘密保持契約を締結する等、特段の対策を実施している。 ③操作者の認証を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	①個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ③権限のない者が統合宛名システムに接続することを認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	①個人住民税システムは、事務に必要な情報の定められたインターフェースに基づいて連携しており、その他の情報が紐付けされることはない。 ②個人住民税システムで連携できない情報は、個別システムの情報照会等により確認する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証及び生体認証を行っている。 ②ユーザーIDのログ情報を管理している。 ③操作者の登録管理を行う。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	①ID/システムパスワードの発行管理 ・業務主管課からの申請に基づき、セキュリティ管理者が確認し、部署及び業務ごとにアクセス権限を発行し、必要以上の情報照会ができないようにしている。 ・業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。 ②失効管理 ・権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①ユーザーIDとともに個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間は、ログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	①漏えい事件等の報道記事を職員に配布し、注意喚起する。 ②情報セキュリティについて研修する。 ③システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	①市民税課において外部媒体へのデータのコピーは制御されており、関係部署においては、権限が閲覧のみに制御されているため、不正に複製されることはない。 ②委託先における無許可のデータ複製を契約上禁止している。 ③情報セキュリティについて研修を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>その他特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバー等を使用して、長時間にわたり申告等情報を表示させない。 ・端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・申告等情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。 	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
<p>委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク</p>	
情報保護管理体制の確認	①委託事業者選定条件にプライバシーマーク認証の取得を要件としており、契約に当たっては秘密保持契約も締結している。 ②委託先に対し、従業者の教育・啓発の実施を契約において義務付けている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	①特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けており、特定個人情報へアクセスできる作業員を制限している。 ②アカウント制限をしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	①特定個人情報を使用した業務についての作業従事者、従事日時等を記録しておき、必要に応じて提出することを義務付けている。 ②ID及びパスワードによりユーザー認証を行い、受託業者のアクセス記録のログを保管しており、必要に応じ当該ログを確認することができる。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①委託先から他者への個人情報の提供を禁止している。 ②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	①データの授受に際して記録を残すこととしている。 ②委託先が特定個人情報を目的外に使用することは、契約上禁止されている。 ③委託元は、事前に通知することなく個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。
特定個人情報の消去ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	①個人情報を保管する必要がなくなったときには、速やかに委託元に返却又は復元が不可能な方法により消去しなければならない。 ②委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の複写、複製の禁止 ・機密保持 ・目的外使用、第三者提供の禁止 ・再委託の禁止(再委託する場合は、委任元の書面による事前の同意が必要) ・事故等の報告 ・検査監督権 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託先に対し、委託先と同様の機密保持に関する規定を契約において義務付けている。 ・委託元は、事前に通知することなく、個人情報の取扱状況について報告を求めることができる。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定するとともに、提供した情報等をシステム上で、ログを記録する。 ②eLTAXシステムでの情報提供は、操作ログを取得している。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法、住基法等の法令により認められる提供のみ行う。	
その他の措置の内容	ユーザーIDとパスワードにより操作できる職員を限定するとともに、記録を十分に監視し、認証された業務外の利用や複製の持出しをしないよう、年に1回以上取扱いに関する研修を実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①認証されない相手方への情報の提供はされないことがシステム上で担保される。 ②情報提供の記録が逐一保存され、その記録を監視することで不適切な方法による提供・移転を防止する。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ①個人住民税システムにおいては、認証されない相手方への情報の移転・提供はされないことがシステム上で担保される。 ②eLTAXシステムにおいては、あらかじめ定められた仕様で作成された特定個人情報の規格となっており、誤った情報・誤った相手方に提供移転してしまうリスクはない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法別表及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p> <p><統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能</p> <p><統合宛名システムにおける措置></p> <p>番号連携DBから中間サーバーへの情報更新を日次で行ない、できうる限り最新の情報を提供できるよう努める。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を当市のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 <コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②無停電電源装置及び自家発電装置を設置している。 ③震度7程度の地震に対応可能な耐震性を有している。 <ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	<p>具体的な対策の内容</p>	<p><eLTAXにおける措置> eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、当市の管理するネットワーク(LGWAN回線)であり、かつ、利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームでは、UTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p><統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムへは、直接アクセスできないようにする。</p> <p><コンビニ交付システムにおける措置> ①システム事業者の正規職員による24時間365日体制でのシステム監視を実施している。 ②証明書発行サーバにウイルスなど対策ソフトを常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を行っている。 ③ファイアウォールを設置して、厳重な通信制御を行っている。 ④不正なアクセスがないか、定期的に通信ログを確認している。 ⑤OSやミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用等のソフトウェアのアップデートを行う。 ⑥データセンターへのデータ送信は、LGWAN回線を使用し、送信するデータについても暗号化等のセキュリティ確保の措置が講じられている。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②当市が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤当市が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦当市やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧当市が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p><各事務システムにおける措置> ①導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ②コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 ③各事務システムを利用できる職員を特定し、個人ごとにIDを割り当て、操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<p><選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	

その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>①個人住民税においては、地方税法において更正決定の期間制限が設けられており、その期間内は過去のものでも修正し追加徴収又は還付を行うことになっており、システム上もそれに対応した仕様になっているため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p> <p>②中間サーバーにおいては、個人住民税システムで作成された賦課情報ファイルを共通基盤システム等を経由して複製された情報を保管するにとどまるため、個人住民税システムの更新に応じて修正されるため、古い情報のまま保管するリスクはない。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p><中間サーバー・統合宛名システムにおける措置> 中間サーバー、統合宛名管理システムにおいては、保存期限がその仕様上定められており、その仕様にあわせて消去される。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的なチェック方法	<p><当市における措置> 年に1回以上、担当者が評価書の記載内容通りの運用がされているか確認を行い、必要に応じて運用の見直しを図る。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運営に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な内容	<p><当市における措置> 内部監査を定期的実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。セキュリティ対策の監査を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な方法	<p><当市における措置> ①年に1回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退出管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実施する。</p> <p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する当市及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、当市に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、当市とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1 受付窓口: 所沢市役所1階 市政情報センター 04-2998-9206
②請求方法	書面の提出により、開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 開示の方法を「写しの交付」を選択した場合には、写し作成費用負担が必要)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	個人市民税・県民税の賦課事務
公表場所	所沢市並木一丁目1番地の1 所沢市役所1階 市政情報センター
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	所沢市役所 市民税課 04-2998-9064
②対応方法	問合せ受付票を準備し、対応記録を残す。 必要に応じて庁内横断的な連絡を行う。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年9月2日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	当市ホームページ等でパブリックコメントを実施する旨を公表し、広く住民等からの意見を募集する。
②実施日・期間	令和6年 月 日～ 月 日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	評価書に対する意見: 件
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和 6年 月 日
②方法	所沢市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、点検を実施
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月15日	I 基本情報 2. システム5 ③他のシステムとの接続	[○]宛名システム等	[]宛名システム等	事後	誤記載の修正
平成28年9月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	(株)埼玉計算センター * 毎年入札を実施	(株)東計電算 * 毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	①当初課税前処理 課税客体の把握および関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。	①当初課税前処理 課税客体の把握及び関係者への通知を行い、申告受付の準備を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴義務者および個人向けに通知書・納付書を出力する。	②当初課税処理 合算されたデータをもとに課税計算を行い、特別徴収義務者及び個人向けに通知書・納付書を出力する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養および専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。	⑤扶養・専従者管理処理 配偶者・扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	⑦課税支援連携処理 課税支援システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、課税支援システムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。	⑦課税支援連携処理 税務LANシステムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。また、税務LANシステムから連携ファイルを受取り、DBへ更新する。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。	⑥情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。	⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理のための機能。	⑧セキュリティ管理機能 セキュリティ管理を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。	⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。	⑩システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する機能。	①統合宛名番号付番機能 統合宛名番号が未登録の個人に対し、新規に付番する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する機能。	②統合宛名情報管理機能 統合宛名番号を元に、基本4情報(住所、氏名、生年月日、性別)、各業務宛名番号、個人番号などを紐付けし、管理する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する機能。	③アクセス管理機能 特定個人情報にアクセスできる権限を利用者・業務システム個別に設定する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑤情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する機能。	④情報提供連携機能 業務システムから取得した提供情報を中間サーバーへ登録する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑥符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行なう機能。	⑤符号取得支援連携機能 住基ネットワークシステムに対し符号生成依頼を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑦共通変換機能 業務システムからの受領データおよび中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する機能。	⑥共通変換機能 業務システムからの受領データ及び中間サーバーからの受領データの文字コードやデータ形式を変換する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	⑧オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行なう機能。	⑦オンライン機能 中間サーバー登録情報に、業務システムを介さずに検索・表示・登録をオンラインで行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	税務LAN	税務LANシステム	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	①給報、年金エントリ機能 給報、年金データの取り込みと課税用番号の付番を行う。また給報記載内容の単票検算や、他市回送処理を行う。	①給与支払報告書、年金支払報告書エントリ機能 給与支払報告書、年金支払報告書のデータ取り込みと課税用番号の付番を行うほか、給与支払報告書に記載されている内容の単票検算や、他市回送処理を行う。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給報や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給報、年金、申告書)を管理する。	④イメージ管理機能 ドキュメントスキャナで読み取りを行った給与支払報告書や、国税連携等により取り込んだデータより作成した疑似イメージ(給与支払報告書、年金支払報告書、申告書)を管理する。	事後	
平成29年3月24日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	⑤国税連携機能 KSKデータおよびe-Taxデータを取り込み、名寄せおよび各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。	⑤国税連携機能 KSKデータ及びe-Taxデータを取り込み、名寄せ及び各種チェックを行った上で合算処理用データを作成する。	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日予定	平成28年1月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	○賦課期日(1/1)の課税対象者情報 1月～5月、毎月バッチ処理にて入手(5回) ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手(1回) ○賦課情報 ・確定申告:1月～4月にかけて入手(随時) ・年金支払報告書:1月～4月にかけて入手(複数回) ※大手年金支払者からの公的年金支払報告書について1月末に入手(1回) ・給与支払報告書:1月～4月にかけて入手(随時) ・住民税申告書:1月～4月にかけて入手(随時) ○年金特別徴収情報 ・公的年金から特別徴収を行う対象者を、5月に年金支払者から入手(1回) ○賦課情報 ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種課税資料等を入手(随時) ○年金特別徴収情報 ・定期的に公的年金から特別徴収を行う事務のデータを年金保険者から入手(毎月1回～2回)	○賦課期日(1/1)の課税対象者情報 1月～6月、毎月バッチ処理にて入手(6回) ※1月に行うバッチ処理において、生活保護情報を入手(1回) ○賦課情報 ・1月～4月、確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、年金支払報告書を入手(随時) ・1月、寄付金税額控除に係る申告特例通知書を入手(随時) ・新年度の賦課決定以後、申告書等の未提出者の新規申告及び税額更正に関する申告など各種資料を入手(随時) ○年金特別徴収情報 ・公的年金の特別徴収に係る対象者情報を5月、特別徴収依頼結果を9月、徴収結果、停止依頼結果、税額変更処理結果などのデータを月に1度年金支払者より入手	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	市民税課、収税課、各サービスコーナー(3ヶ所)、各まちづくりセンター(各11ヶ所)、国保年金課、介護保険課、保育課、こども支援課、こども福祉課、福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、都市整備課、健康管理課、健康づくり支援課、保健給食課	市民税課、収税課、市民課、各サービスコーナー(3ヶ所)、各まちづくりセンター(各11ヶ所)、国民健康保険課、介護保険課、保育幼稚園課、こども支援課、こども福祉課、生活福祉課、障害福祉課、高齢者支援課、市街地整備課、健康管理課、健康づくり支援課、保健給食課	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ○賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得する	1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する。 ○賦課に必要な情報(生活保護)を照会し取得する。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	前提条件:宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記2】	前提条件:宛名情報又は基本情報を使用して各業務の資格情報と突合する。 ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う。【上記1、2、3】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う。【上記2】	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	各種証明の受付・作成業務を行うには、保有する個人住民税システムを取り扱う必要がある	各種証明の受付・作成業務を行うには、保有する個人住民税システムを取り扱う必要がある。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 ヒューマンプラス	株式会社 セゾンパーソナルプラス *毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	[]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [○]フラッシュメモリ	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑤委託先名の確認方法	委託先名については、情報の公開または提供を行う	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	小林クリエイト 株式会社	小林クリエイト 株式会社 *毎年入札を実施	事後	
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1 ⑦時期・頻度	当初賦課決定および更正決定時	当初賦課決定及び更正決定時	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<eLTAXシステムにおける措置> サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、所沢市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	<eLTAXシステムにおける措置> サーバーは一般社団法人地方税電子化協議会内のデータセンターに設置しており、所沢市においては当該サーバーへアクセス権限を有する端末のみ使用している。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<統合宛名システムにおける措置> ①消去は、各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が、消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	<統合宛名システムにおける措置> ①消去は、各システムと連動しているため、通常、保守・運用事業者が、消去することはない。 ②機器更新等による際は、ディスク等に保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊若しくは、専用ソフトを利用して完全に消去する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<個人住民税システム・eLTAXシステムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊もしくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	<個人住民税システム・eLTAXシステムにおける措置> ①特定個人情報のデータについては復元できないよう物理的破壊若しくは、専用ソフトを利用して消去を行う。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊若しくは専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	提供先 No.	No.	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務 No.55	厚生労働大臣	平成25年法律第63号附則第3条第11号に規定する存続厚生年金基金	事後	
平成29年3月24日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	提供先 No.	No.	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務	街づくり計画部都市整備課 健康推進部国民健康保険課	街づくり計画部市街地整備課 市民部市民課	事後	字句の修正
平成29年3月24日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	記載なし	課税支援情報ファイル(個人住民税情報ファイル5/11～10/11)の追加	事後	
平成29年3月24日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク4 リスクに対する措置の内容	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管することはもちろん、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。	①紙媒体及び電子媒体により提出された申告等情報は、情報ごとに分類して鍵付きの保管庫で保管し、鍵は内部職員のみが知る場所で保管することで漏えい・紛失を防止している。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク1 宛名システム等における措置の内容	①個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	①個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務では、画面表示に個人番号を表示しない。 ②個人番号利用業務以外又は個人番号を必要としない業務から情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行なっている。	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	セキュリティ責任者は、ユーザIDやアクセス権限を定期的に確認し、業務上アクセスが不要となったIDや ①ユーザーIDと伴に個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間はログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	①ユーザーIDとともに個人住民税システムで特定個人情報の更新、照会、発行の記録をログ情報で保管している。 ②当該特定個人情報の文書保存期間はログ情報を保管し、必要に応じ当該ログを確認することができる。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録	①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定していることに加えて、提供した情報等をシステム上でログを記録する。	①個人住民税においては、特定個人情報の提供を行う場合には担当職員を限定するとともに、提供した情報等をシステム上でログを記録する。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1 リスクに対する措置の内容	②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5 リスクに対する措置の内容	<統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする予定。	<統合宛名システムによる措置> アクセス権限の設定により、必要な機関、職員のみが提供情報を登録できる機能を要件とする。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6 リスクに対する措置の内容	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	事後	字句の修正
平成29年3月24日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	①eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税電子化協議会の管理するネットワークであり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。	①eLTAXシステムの接続は、外部とのネットワークであるが、地方税電子化協議会の管理するネットワーク(LG-WAN回線)であり、かつ利用者は個人認証カード等を利用した登録が義務付けられている。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月24日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	①年に一回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する新聞記事を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。	①年に1回、情報セキュリティに関する研修を行い、情報セキュリティに対する意識の向上を図っている。 ②情報漏えい事件等に関する情報を職員に回覧し、個人情報保護に対する意識の向上を図っている。	事後	字句の修正
平成29年8月10日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	所沢市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で所沢市に住所があり、前年に一定以上の所得があった方に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担していただく均等割と、所得に応じて負担していただく所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点の住民を把握したり課税資料を整備 ②前年所得の申告を受け付け ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦他自治体等から所沢市への調査回答、所沢市から他自治体等への税務調査実施 ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑨個人住民税の減免申請書の受理および承認または却下の決定、並びにその通知 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行	所沢市では、地方税法に基づき、原則として1月1日現在で所沢市に住所があり、前年に一定以上の所得があった者に対して、個人住民税を課税する。税額は広く均等に負担する均等割と、所得に応じて負担する所得割との合計額となる。なお、個人の県民税は、個人の市民税と併せて同時に計算・課税・徴収する。具体的には、 ①課税に向けて、1月1日時点における住民の把握及び課税資料の整備 ②前年所得の申告受付 ③課税資料(申告書や給与支払報告書、年金支払報告書など)を合算、内容チェック ④整備された前年の所得・控除の内容から市民税・県民税を計算 ⑤課税計算した結果を納税義務者へ通知 ⑥普通徴収・特別徴収(給与からの天引)・年金特別徴収(年金からの天引)の方法により徴収 ⑦他自治体等から所沢市への調査回答、所沢市から他自治体等への税務調査実施 ⑧住民登録外の課税(以下「住登外課税」と称す。)に伴う他自治体への通知 ⑨個人住民税の減免申請書の受理及び承認又は却下の決定、並びにその通知 ⑩他市課税であることが判明した場合の資料回送 ⑪賦課情報に基づく所得・課税証明書発行		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	記載なし	⑨証明書発行連携機能 証明書データをコンビニ交付システムへ送信する。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[○] その他（税務LANシステム）	[○] その他（税務LANシステム、コンビニ交付システム）		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	コンビニ交付システム		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	①帳票作成機能 税証明書のデータを作成し、証明書交付センターに送信する。 ②既存業務システムとの連携機能 既存業務システム等と連携し、証明書の発行に必要なファイルを転送する。		
平成29年8月10日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム [] その他（)	[○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他（証明書交付センター（機構））		
平成29年8月10日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 別表第一	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）（平成25年5月31日法律第27号） ・第9条（利用範囲） 別表第一		
平成29年8月10日	(別添1)事務の内容	記載なし	フローチャート上にコンビニ交付システムとの連携を追記したほか、「⑬コンビニに設置された多機能端末機により、請求者へ所得課税証明書の発行を行う。」を加えた。また、市県民税等の申告書を全て「住民税申告書」に統一する等、文言を整備した。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	委託する 4件	委託する 5件		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	紙で提出があった資料全般	紙で提出があった資料全般に記載のある個人及びその者の被扶養者等		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」の者およびその者の被扶養者等	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」の者およびその者の被扶養者等	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5	記載なし	コンビニ交付システムの運用委託		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ①委託内容	記載なし	コンビニ交付システムの運用委託業務		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	記載なし	特定個人情報ファイルの全体		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の数	記載なし	10万人以上100万人未満		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 対象となる本人の範囲	記載なし	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市内外の被扶養者		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	記載なし	コンビニ交付システムの運用業務は、LGWAN-ASPによるクラウドサービスとして導入することにより、コストの低減及び効率的なシステムの運用を行うことが可能となる。		
平成29年8月10日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ③委託先における取扱者数	記載なし	10人以上50人未満		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[○] その他(LGWAN)		
平成29年8月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ⑤委託先名の確認方法	記載なし	委託先名については、情報の公開又は提供を行う。		
平成29年8月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	<コンビニ交付システムのデータセンターにおける措置> ①コンビニ交付システムでは、最新情報のみを保管するようにシステムを制御しているため、削除された税情報については、自動的に消去される。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や住所・氏名・生年月日等の4情報の聞き取りにより本人確認を行う。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を行う。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手リスク3 個人番号の真正性確認の措置の内容	②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき情報ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。	②住登外課税者について課税対象者情報と突合しなかった場合は、基本4情報に基づき住民基本台帳ネットワークシステムに照会し、真正性を確認する。		
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<コンビニ交付システムデータセンターにおける措置> ①生体認証によりサーバー室への入室を制限している。 ②無停電電源装置及び自家発電装置を設置している。 ③震度7程度の地震に対応可能な耐震性を有している。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7. 特定個人情報の保管・消 去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	⑧コンビニ交付システムにおける措置 (1)システム事業者の正規職員による24時間365 日体制でのシステム監視を実施している。 (2)証明書発行サーバにウイルスなど対策ソフト を常駐させ、定期的に定義ファイルの更新を 行っている。 (3)ファイアウォールを設置して、嚴重な通信制 御を行っている。 (4)不正なアクセスがないか、定期的に通信ログ を確認している。 (5)OSやミドルウェアについて、必要に応じてセ キュリティパッチの適用等のソフトウェアのアッ プデートを行う。 (6)データセンターへのデータ送信は、LGWAN回 線を使用し、送信するデータについても暗号化 等のセキュリティ確保の措置が講じられている。		
平成29年8月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4. 特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 委託事項3	市民税課窓口委託業務	市民税課窓口業務委託		字句の修正
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年6月1日	平成29年8月1日		
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の 徴取 ①実施日	平成27年2月16日～3月17日	平成29年5月15日～6月14日		
平成29年8月10日	Ⅵ 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	平成27年5月1日	平成29年7月5日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月10日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ③結果	所沢市情報公開・個人情報保護審議会より、次のとおり答申を得た。 (答申) 個人住民税課税事務に関する全項目評価書の記載内容については、特定個人情報保護評価指針に照らし、おおむね問題ありません。ただし、あくまでも自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように徹底することを求めます。 加えて、評価書上のみならず、想定されていないリスクを常に予想し、発生時には適切な対応と再発防止策を迅速に行えるよう求めます。 時に、事務の業者委託については、契約上の禁止事項について履行が担保されるよう求めます。さらに、事務を再委託する場合は、個人情報が漏えいすることのないよう、これまでに問題が起きた事例があるか他市の状況等を調査した上で、制度を運用することを求めます。	所沢市情報公開・個人情報保護審議会より、次のとおり答申を得た。 (答申) 個人住民税課税事務に関する全項目評価書の記載内容については、特定個人情報保護評価指針に照らし、おおむね問題ありません。ただし、あくまでも自己評価であることを理解した上で、記載内容が十分に遵守されるように徹底することを求めます。 加えて、評価書上のみならず、委託業者から情報漏洩等を含め人的対応などのリスクを十分に予測し、問題の発生時には適切な対応と再発防止策を迅速にとることができるようにするとともに、職員が重要な情報を取扱っているという自覚を持って対応するための研修等を適切に行うことを求めます。		
平成29年12月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<個人住民税システム・統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<個人住民税システム・統合宛名システムにおける措置> ①生体認証により入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管する。 ②サーバーへのアクセスはIDとパスワードによる認証及び生体認証が必要となる。		
平成29年12月15日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証を行っている。	①システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワードによる認証及び生体認証を行っている。		
平成30年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	(株)東計電算 * 毎年入札を実施	株式会社 アクト・ジャパン * 毎年入札を実施	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	小林クリエイト 株式会社 *毎年入札を実施	東洋印刷株式会社 株式会社 *毎年入札を実施	事後	
令和1年5月20日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生なし	発生あり	事後	
令和1年5月20日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容		USBメモリの紛失。USBメモリには、国民健康保険高齢受給者証のデータ(記号番号、住所、世帯主氏名、対象者氏名、対象者性別、対象者生年月日、負担割合、発行期日、有効期限、交付年月日)408名分が格納されていた。	事後	
令和1年5月20日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・削除 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容		職員研修により、所沢市の情報セキュリティポリシーに定める可搬媒体利用手順書にある利用簿を使用し、可搬媒体利用の手順を厳格に履行することを徹底している。今後も、可搬媒体取扱担当者及びその所属長に対する定期的な研修を行い、万が一紛失の可能性が生じた時点で、直ちに報告を行なう等、個人情報の取り扱いについて厳正に対処する。	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	記載なし	④共通納税機能 個人住民税(特別徴収)、法人市民税、事業所税の電子納税を実施する。	事後	
令和4年6月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二	番号法第19条第8号及び別表第二	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別添1)事務の内容	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別添1)事務の内容 ④	確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転入した者について転出先市区町村を当該資料を送付する。	確定申告書、給与支払報告書、年金支払報告書のうち、1月1日以前に転出した者又は1月2日以降に転入した者について転出先市区町村に当該資料を送付する。	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	各まちづくりセンター(各11ヶ所)	各まちづくりセンター(11ヶ所)	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	株式会社 アクト・ジャパン * 毎年入札を実施	日本情報産業 株式会社 * 毎年入札を実施	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1) 個人住民税情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本情報産業 株式会社 * 毎年入札を実施	株式会社 東計電算 * 毎年入札を実施	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 セゾンパーソナルプラス * 毎年入札を実施	AGSプロサービス 株式会社 * 3年ごとに入札を実施	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [○] フラッシュメモリ	[○] 専用線 [] フラッシュメモリ	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	東洋印刷 株式会社 *毎年入札を実施	小林クリエイト 株式会社 *毎年入札を実施	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1	番号法第19条第7号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二の第1欄に掲げる者(別紙1を参照)	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(別紙1を参照)	番号法第19条第8号別表第二(別紙1を参照)	事後	字句の訂正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	物理的破壊若しくは専用ソフト等を利用して	物理的破壊により	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別添2) ファイル記録項目		システム改修に伴い一部訂正	事後	
令和4年6月30日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1: 目的外の入手が行われるリスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。	①住民からの申告等情報については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示等により本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報入手防止に努める。	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） リスク3：入手した特定個人情報が入力が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日等の4情報の確認を行う。	②住民以外から提出される申告等情報については、情報元が個人番号、住所・氏名・生年月日の確認を行う。	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2及びリスク3 リスクに対する措置の内容	総務大臣	内閣総理大臣	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	字句の修正
令和4年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり その内容：USBメモリの紛失。USBメモリには、国民健康保険高齢受給者証のデータ（記号番号、住所、世帯主氏名、対象者氏名、対象者性別、対象者生年月日、負担割合、発行期日、有効期限、交付年月日）408名分が格納されていた。 再発防止策の内容：職員研修により、所沢市の情報セキュリティポリシーに定める可搬媒体利用手順書にある利用簿を使用し、可搬媒体利用の手順を厳格に履行することを徹底している。今後も、可搬媒体取扱担当者及びその所属長に対する定期的な研修を行い、万が一紛失の可能性が生じた時点で、直ちに報告を行なう等、個人情報の取り扱いについて厳正に対処する。	発生なし	事後	字句の修正
令和4年6月30日	V 開示請求、問い合わせ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	所沢市役所市民税課	所沢市市民税課	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年8月1日	令和1年6月30日	事後	字句の修正
令和4年6月30日	VI 評価実施手続 2. 国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成29年5月15日～6月14日	令和4年4月25日～5月24日	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第7号別表第二に定める事務	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.6	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.8	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.11	記載なし	No.11 提供先:市町村長 法令上の根拠:20提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令に定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.12	No.11	No.12	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.13	No.12	No.13	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.14	No.13	No.14	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.15	No.14	No.15	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.16	No.15	No.16	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.17	記載なし	No.17 提供先:社会福祉協議会 法令上の根拠:30 提供先における用途:社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.18	No.16	No.18	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.19	No.17	No.19	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.20	No.18	No.20	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.21	No.19	No.21	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.22	記載なし	No.22 提供先:都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 法令上の根拠:38 提供先における用途:学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.23	No.20	No.23	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.24	No.21	No.24	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.25	No.22	No.25	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.26	No.23	No.26	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.27	記載なし	No.27 提供先:市町村長 法令上の根拠:53 提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.28	No.24	No.28	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.29	No.25	No.29	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.30	No.26	No.30	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.31	No.27	No.31	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.32	No.28	No.32	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.33	No.29	No.33	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.34	No.30	No.34	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.35	No.31	No.35	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.36	No.32	No.36	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.37	No.33	No.37	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.38	No.34	No.38	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.39	No.35	No.39	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.40	No.36 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.40 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.41	No.37	No.41	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.42	No.38 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.42 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.43	No.39	No.43	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.44	記載なし	No.44 提供先:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 法令上の根拠:85の2 提供先における用途:特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.45	No.40	No.45	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.46	No.41	No.46	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.47	No.42	No.47	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.48	No.43 介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.48 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.49	No.44	No.49	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.50	No.45	No.50	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.51	No.46	No.51	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.52	No.47	No.52	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.53	No.48	No.53	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.54	No.49	No.54	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.55	No.50	No.55	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.56	No.51 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.56 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.57	No.52	No.57	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.58	No.53	No.58	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.59	No.54 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	No.59 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.60	No.55	No.60	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第二に定める事務 No.61	記載なし	No.61 提供先:都道府県知事 法令上の根拠:120 提供先における用途:難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙1) 番号法第19条第8号別表第一に定める事務 No.62	記載なし	No.62 提供先:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等 法令上の根拠:121 提供先における用途:公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第二に定める事務 No.16	記載なし	No.16 移転先:福祉部生活福祉課 法令上の根拠:63 移転先における用途:中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.17	No.16	No.17	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.18	No.17	No.18	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.19	No.18	No.19	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.20	No.19	No.20	事後	字句の修正
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.21	記載なし	No.21 移転先:子ども未来部子ども支援課 法令上の根拠:94 移転先における用途:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.22	記載なし	No.22 移転先:子ども未来部保育幼稚園課 法令上の根拠:94 移転先における用途:子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和4年6月30日	(別紙2) 番号法第9条第1項別表第一に定める事務 No.23	No.20	No.23	事後	字句の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年5月23日	V 開示請求、問合せ、1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、②	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。	書面の提出により開示・訂正・利用停止の請求を受け付ける。	事後	字句の修正
	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	小林クリエイト株式会社	東洋印刷株式会社	事後	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	記載なし	<p><ガバメントクラウド(個人住民税システム)における措置></p> <p>①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <p>(1)ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。(2)日本国内でのデータ保管を条件としていること。</p> <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	記載なし	<p><ガバメントクラウドにおける措置>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	記載なし	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。</p> <p>④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 消去方法	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	
	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	記載なし	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	
	5. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第一	別表	事前	番号法別表第一及び第二が別表へと統合されたことによる変更。別紙1及び2も調整済み(以下、別表統合に関する変更については同じ)。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	別表第二	別表	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ・提供先1 ・①法令上の根拠 ・②提供先における用途 ・移転先1 ・①法令上の根拠 ・②移転先における用途	別表第一、別表第二	別表	事前	
	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	別表第二	別表	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体	健康づくり支援課	こども家庭センター	事前	